

8930 Vol.88

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌸



横浜三溪園（撮影 渡邊智氏）

暴力団追放「三^ツない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

昨年3月、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課長に着任いたしました田淵でございます。

県民の皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察業務の各般にわたり、深いご理解とご支援を賜り、この紙面をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢ですが、全国的には、平成27年に分裂した六代目山口組と神戸山口組の対立抗争は、未だ終息しておらず、拳銃を使用した殺人事件などの重大事件の発生が続いております。

また、暴力団の大きな資金源の1つである特殊詐欺については、県内では昨年1年間の認知件数約2,020件、被害総額約45億7,000万円となっており、極めて憂慮する事態となっています。警察では、特殊詐欺対策を本年の最重要課題と位置づけ、特殊詐欺対策室を捜査第二課から暴力団対策課に移管するなど、特殊詐欺対策を強化しました。

さらには、匿名性の高い通信手段等を使用し、緩やかな結び付きで離合集散を繰り返す犯罪グループが特殊詐欺や強盗等を広域的に

敢行するなどの状況がみられ、治安対策上の脅威となっております。警察では、このような集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置づけ、実態解明や戦略的な取締りを推進しているところであります。

一方、令和4年11月に神奈川県暴力団排除条例を改正し、風俗業、飲食店等の店舗が集中している県内の15の繁華街の地域を「暴力団排除特別強化地域」と定め、店側と暴力団との間で用心棒料やみかじめ料の授受等を行うなどした場合は、双方に罰則を科す規定を追加しました。暴力団と事業者との関係遮断を一層推進するため、引き続き警察の総力を挙げ、暴力団員等に対する徹底した取締りを推進してまいります。

警察では、今後も関係団体と連携を図りながら、暴力団等反社会的勢力の排除及び壊滅に向けた取組を進めてまいりますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



全国暴力追放功労者表彰受賞

令和5年11月30日、東京の明治記念館において「全国暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方々が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

暴力追放榮譽銅章



茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会
会長 伊澤 敏典 様



多摩区暴力団等排除協議会
会長 星川 光明 様

第32回 神奈川県地域暴力団排除組織連絡協議会総会の開催

令和6年3月25日、神奈川県警察本部大会議室に県内54の地域暴力団排除組織役員等が集い、令和5年度総会が開催されました。会長と刑事部長のあいさつにはじまり、役員の変更、令和6年度の活動方針（広報啓発活動の強化と身近な機関、団体等との連携）が議決され、暴力団のいない住みよい地域社会を実現するとの決意を新たにしました。



相原会長のあいさつ



崎山刑事部長のあいさつ

令和5年度 第2回定例理事会の開催

令和6年2月26日(月)、万国橋会議センターにおいて、令和5年度第2回定例理事会を開催し、令和6年度の事業計画(案)、収支予算書(案)、センター賛助会規程の一部改正(案)について審議し可決承認されるとともに、理事長及び専務理事の業務執行状況の報告がなされました。



令和5年度 社会復帰対策協議会役員会の開催

令和6年2月20日(月)、万国橋会議センターにおいて、令和5年度社会復帰対策協議会役員会を開催し、役員選任(案)、新規会員(案)について審議し可決承認されるとともに、暴力団離脱者就労支援状況等の報告がなされました。



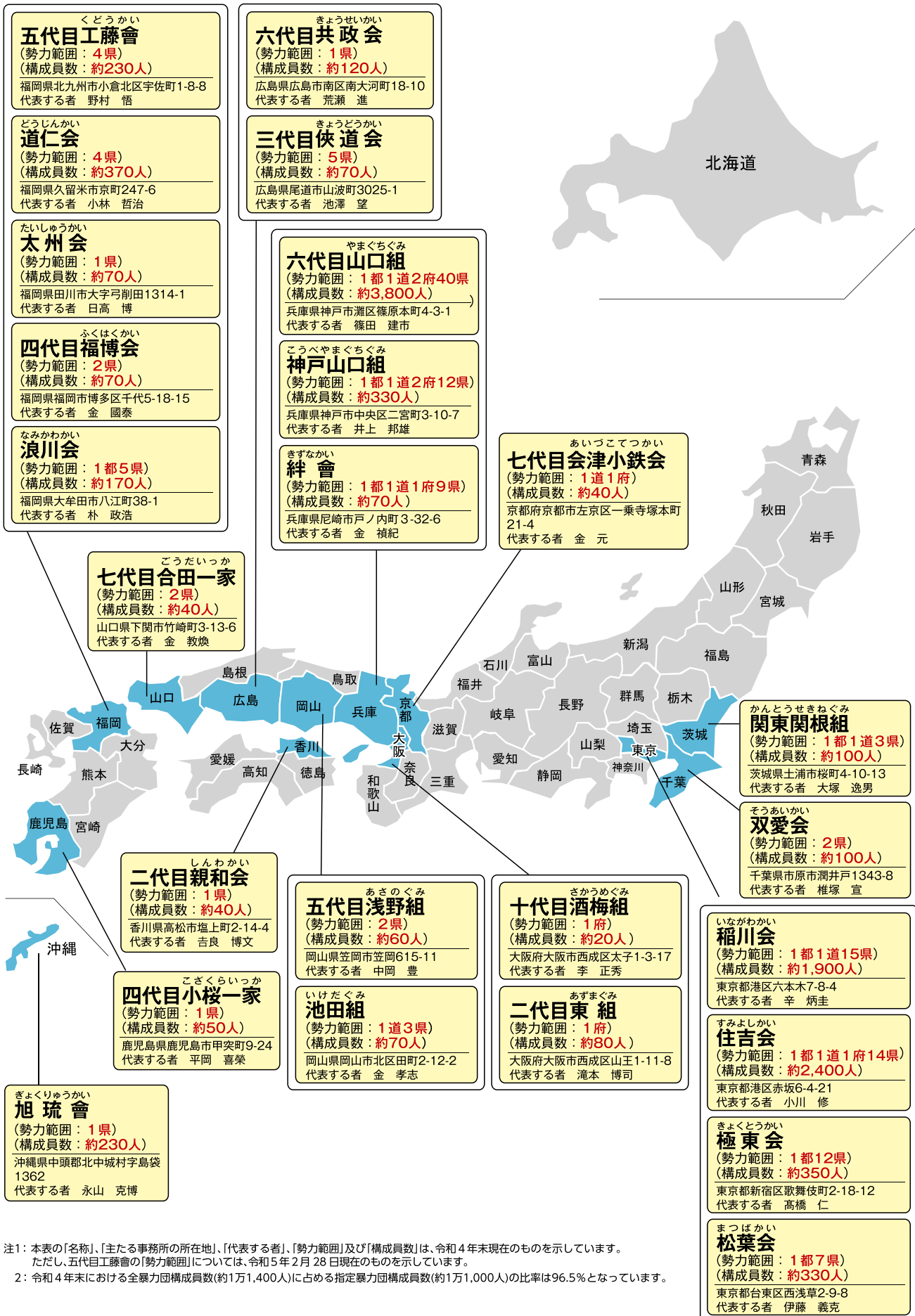
令和5年 神奈川県暴力団排除条例適用一覧

通番	番号	種別	違反・条項	実施日	概要	事業者等	暴力団
1	R5-1	勧告	利益供与等 (事業委託等) 第23条第2項第3号	R5.3.10	違反事業者は、建設業を営む有限会社であるが、同社代表取締役が、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、稲川会系幹部に対し、令和2年3月頃から令和4年4月頃までの3回にわたり、神奈川県内の解体工事を委託したものである。	建設業者 1名	稲川会系 幹部 1名
			利益受供与 第24条第1項	R5.3.9	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
2	R5-2	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	R5.4.20	違反事業者は、運送業を営む株式会社であるが、同社代表取締役が、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、令和4年6月25日、神奈川県内の飲食店において、六代目山口組系幹部の還暦祝賀パーティーを主催して、同パーティーの出席者から集めた会費等から現金20万円を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	運送業者 1名	六代目 山口組系 幹部 1名
			利益受供与 第24条第1項	R5.4.21	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
3	R5-3	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R5.5.18	違反事業者は、自動車販売業を営む株式会社であるが、同社代表取締役が、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、令和4年3月2日神奈川県において、稲川会系幹部に対し、同幹部が使用する自家用普通乗用自動車の買取り料として、現金300万円を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	自動車 販売業者 1名	稲川会系 幹部 1名
			利益受供与 第24条第1項	R5.5.17	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
4	R5-4	勧告	名義利用等 (他人の名義利用) 第26条の2第1項	R5.6.9	名義利用違反者は、稲川会系幹部であるが、横須賀市内の戸建物件を賃借するに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和2年8月31日、名義貸し違反者をして、不動産管理会社と同人名義により、前記戸建物件の賃貸借契約を締結させ、もって他人の名義を利用したものである。	無職 (当時会社員) 1名	稲川会系 幹部 1名
			名義利用等 (名義貸し) 第26条の2第2項	R5.6.9	名義貸し違反者は、その情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。		
5	R5-5	公表	公表 (勧告に従わなかった者) 第29条第1項第2号	R5.7.21	違反者(公表対象者)は、稲川会系幹部であるが、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和元年10月17日、神奈川県横須賀市内の携帯電話販売店において、知人男性をして、携帯電話契約を締結させ、もって他人の名義を利用し、条例第26条の2第1項(名義利用等)の規定に違反した。これにより、令和2年5月28日、条例第28条第1項の規定による勧告を受けたが、当該勧告に従わず、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、同年8月31日、神奈川県横須賀市内の不動産会社において、知人男性をして、戸建物件の賃貸借契約を締結させ、もって他人の名義を利用し、再度、条例第26条の2第1項(名義利用等)の規定に違反したことから、令和5年6月9日に勧告を実施するとともに、同人を正当な理由なく勧告に従わない公表対象者と認め、公表に関する意見を述べる機会を付与するも、同人からの意見がなかったことから、県公報、県警HPへ氏名、住所、違反事実を公表したものである。		稲川会系 幹部 1名
6	R5-6	勧告	名義利用等 (他人の名義利用) 第26条の2第1項	R5.11.24	名義利用違反者は、池田組系組員であるが、横浜市内の賃貸物件を賃借するに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和元年8月24日、名義貸し違反者をして、不動産管理会社と同人名義により、前記賃貸物件の賃貸借契約を締結させ、もって他人の名義を利用したものである。	配送員 1名	池田組系 組員 1名
			名義利用等 (名義貸し) 第26条の2第2項	R5.11.27	名義貸し違反者は、その情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。		
7	R5-7	勧告	名義利用等 (他人の名義利用) 第26条の2第1項	R5.12.14	名義利用違反者は、稲川会系組員であるが、レンタカーを利用するに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和5年6月5日、横浜市内のレンタカー店において、名義貸し違反者をして、同店と同人名義により、自家用普通自動車1台について、同日から同年7月5日までの間の賃貸借契約を締結させ、もって他人の名義を利用したものである。	無職 1名	稲川会系 組員 1名
			名義利用等 (名義貸し) 第26条の2第2項	R5.12.8	名義貸し違反者は、その情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。		

指定暴力団の状況

指定暴力団分布図 (25 団体)

令和4年末現在



注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和4年末現在のものを示しています。
ただし、五代目工藤會の「勢力範囲」については、令和5年2月28日現在のものを示しています。

注2：令和4年末における全暴力団構成員数(約1万1,400人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,000人)の比率は96.5%となっています。

神奈川県内暴力団勢力状況

令和6年1月1日現在

令和6年1月1日現在の県内暴力団情勢は、96組織（前年比-1組織）、
勢力数1,380人（前年比-50人）である。

組織数			構成員数		
令和6年	令和5年	前年比	令和6年	令和5年	前年比
96	97	-1	880	1,010	-130

準構成員等数			勢力数		
令和6年	令和5年	前年比	令和6年	令和5年	前年比
500	420	80	1,380	1,430	-50

暴力団被害無料電話・来所相談会の開催

- 開催日時
 - ・令和6年5月31日（金）
 - ・午前10時～午後6時
- 開催場所
 - ・神奈川県弁護士会館
 - （横浜市中区日本大通9）
- 相談方法
 - ・電話又は来所での相談
 - （無料）
- 相談対応
 - ・暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、暴力団対策の専門家（警察、弁護士、暴力追放推進センター）が、相談に応じます。
 - ※電話番号等は、開催間近になりましたらホームページ等でお知らせします。

第33回暴力追放県民大会のご案内

- 開催日時
 - ・令和6年9月5日（木）
 - ・午後2時～午後4時
- 開催場所
 - ・神奈川県立音楽堂
 - 横浜西区紅葉ヶ丘9-2
- 次第

第一部	第二部
・主催者挨拶	・警察音楽隊演奏
・表彰	・ステージドリル
・来賓祝辞	・演劇
・来賓紹介	
・大会宣言	

賛助会員のご紹介

～ここに掲げた企業・団体は、弊センターの賛助会員であり、暴力追放運動に取組む皆様の応援団です。～

あ 行	(株)アイスコ	さ 行	(株)JEPLAN	
	(株)アイル		(株)シティホームズ 西見総合法務	
	(株)アサンテ		(一社)生命保険協会神奈川県協会	
	あすか創建(株)		世紀東急工業(株)横浜支店	
	(株)アスマイル		(株)成城石井	
	(一社)厚木市建設業協会		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	
	アナザーレーン(株)		相鉄ホールディングス(株)	
	アパホテル&リゾート横浜ベイタワー		損害保険料率算出機構 横浜第一自賠責調査事務所	
	アノマネジメントサービス(株)		(株)創和	
	(一社)綾瀬市建設業協会		ソニー・ライフケア(株)	
	荒井商事(株)		(有)高橋商事	
	アルファノート(株)		第一生命保険(株)	
	(株)穴水ホールディングス		中央総業(株)	
	アノ(株)		東都熱工業(株)	
	(株)イグアス		(株)東京スター銀行	
	いすゞリーシングサービス(株)		(株)東亜環境コーポレーション	
	(株)EASEL		東京ガスエコモ(株)	
	(有)市原グループ		土志田建設(株)	
	(株)インフォマティクス		常盤海運(株)	
	(株)エイワ		た 行	ナイスコミュニティー(株)
	SGSジャパン(株)			日本郵便輸送(株) 南関東支社
	(株)FTIS			日本たばこ産業(株)神奈川支社
	(株)オキサイド			日総工産(株)
	小戸工業(株)			日本KFCホールディングス(株)
	ORTHOREBIRTH(株)			日本インジェクタ(株)
	小田急電鉄(株)			日本元気キャピタル(株)
(株)オブティ	(株)NeoCharge			
か 行	神奈川県民共済生活協同組合	野村證券(株)横浜支社		
	神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会	ハーツテクノロジー(株)		
	神奈川県自動車販売店協会	(株)葉山産業 葉山パブリックゴルフコース・練習場		
	神奈川県信用保証協会	東日本旅客鉄道(株) 横浜支社		
	神奈川相互取引(株)	(株)フジタ横浜支店		
	神奈川県自動車交通共済協同組合	(株)フェルディナス		
	神奈川県軽自動車協会	フォーライフ(株)		
	神奈川県農業信用基金協会	(株)フォレスト		
	神奈川県行政書士会相模原支部	(株)ベンハウス		
	神奈川県行政書士会	(株)ベルク		
	(公社) 神奈川県産業資源循環協会	な 行	(株)丸ハアセット	
	神奈川県遊技場協同組合		(株)マイホームワン	
	川崎市信用保証協会		(株)MADO	
	川崎市管工事業協同組合		(株)三菱電機ライフネットワーク	
	関東開発(株)		明誠建設(株)	
	(株)かんぼ生命保険南関東エリア本部		メトロレミッタンスジャパン(株)	
	(株)かんぼ生命保険横浜支店		守谷輸送機工業(株)	
	(株)かんぼ生命保険藤沢支店		は 行	(一社) 大和建設業協会
	(株)かんぼ生命保険海老名支店			(株)ゆうちょ銀行 南関東エリア本部
	(株)かんぼ生命保険川崎支店			UR都市機構神奈川県県民力団等排除対策協議会
	(株)快活フロンティア	(株)ユーシン		
	(株)グローバルインフォメーション	横浜低温流通(株)		
	(株)グローバルプリント	横浜公証人会		
	(株)クラシアン	横浜市信用保証協会		
	京浜急行電鉄(株)	横浜市鶴見スポーツセンター		
	コネクシオ(株) ドコモショップ相模原店	横浜市都筑スポーツセンター		
(株)ゴダイ	横浜市栄スポーツセンター			
さ 行	サンエス技研(株)	横浜市中スポーツセンター		
	(株)サードプラネット	横浜市戸塚スポーツセンター		
	三共エンジニアリング(株)	横浜市港南スポーツセンター		
	(株)サーティーフォー	横浜市金沢スポーツセンター		
	篠竹興業(株)	横浜市瀬谷スポーツセンター		
	新明和工業(株)	横浜市磯子スポーツセンター		
	新明和オートエンジニアリング(株)	横浜市旭スポーツセンター		
	(株)湘南ゼミナール	横浜市泉スポーツセンター		
	(株)シンクランド	横浜市緑スポーツセンター		
	(株)湘南第一興商	横浜市平沼記念体育館		
	ジャパニアス(株)	横浜幸銀信用組合		
	JFEエンジニアリング(株)ガス事業部導管建設センター	ま 行	(株)リボルナバイオサイエンス	
	G・Aホールディングス(株)		や 行	



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049 ナクナレ要求
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930 ヤクザゼロ
 FAX045-663-8930 ヤクザゼロ